

## 「鈴鹿市入札（見積）参加者注意事項」

鈴鹿市の入札（見積合わせ）に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、鈴鹿市契約規則又はその他の法令を遵守するほかこの注意事項に従って、参加しなければならない。

※下記に掲げる事項は見積合わせにおいて準用する。この場合において「入札」とあるのは「見積」と読み替えるものとする。

### 第1条 参加の基本的事項

入札参加者は、通知（依頼）書、仕様書、図面等を熟覧のこと。この場合、関係書類等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

また、事前説明会がある場合は、指定された場所・時刻に集まり必ず説明を受けること。理由なく欠席したときは当該入札に参加させないことがある。

### 第2条 指名の取消

入札参加者は地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する場合は直ちに届け出なければならない。これに該当した者に対して行った指名通知（見積依頼）は取り消す。また、指名（見積依頼）を受けた者が地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者となった場合並びに鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に定める措置要件に該当する者となった場合も、また同様とする。

### 第3条 入札書の提出と開札

- (1) 入札参加者は、定められた日時までに指定場所へ入札書を提出すること。指定日時までに提出がなかつたものは棄権したものとみなす。
- (2) 入札参加者は、参加資格のある事業所の代表者を原則とするが、「委任状」を提出することにより代理人でも参加できる。ただし、入札書には、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第3条第1項第9号の規定に基づく使用印鑑届で届け出されている印鑑を押印すること。
- (3) 前号の代理人は、同一事項の入札において、他の入札参加者の代理人となることができない。
- (4) 提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできない。
- (5) 開札、開封は指定場所において入札の終了後、入札参加者を立ち会わせて行う。

### 第4条 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、「入札辞退届」により申し出るものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

### 第5条 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### 第6条 入札の中止等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の言動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) 入札参加者が一人だけとなった場合は、以後当該入札を中止する。
- (3) 天災、その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、当該入札を延期、又は中止することがある。

## 第7条 入札回数の制限

入札回数は、事前に予定価格が公表されている場合は1回とし、未公表の場合は2回とする。

## 第8条 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに連合により行ったと認められる入札
- (2) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (3) 委任状が提出されていない代理人の入札
- (4) 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (5) 同一事項の入札に対し、二つ以上出された入札
- (6) 入札時刻に間に合わなかった者の参加
- (7) 記名押印を欠いた入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) 入札金額又は件名を欠いた、又は確認しがたい入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

## 第9条 入札者の失格及び再度入札参加の制限

次の各号の一に該当する入札を行った場合は失格とする。

- (1) 入札執行前に予定価格を事前公表した場合において、当該予定価格を上回る金額の入札
- (2) 最低制限価格が設定されている場合に、最低制限価格未満の金額の入札
- (3) 再度入札金額が初度の最低入札金額以上の入札

2 また次の各号の一に該当する入札を行った場合は再度入札には参加できないものとする。

- (1) 前条及び前項の規定により失格並びに無効となる入札を行った者。
- (2) 第1回目の入札を辞退した者。

## 第10条 落札者の決定

落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者とする。落札者が決定した場合は、市は速やかに落札者に対し落札決定通知を行う。

## 第11条 同価入札のくじ

落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 第12条 契約書の提出

契約書を作成する場合においては、落札者は、市から交付された契約書に記名押印し、落札決定通知書を受け取った日から5日以内に、これを市に提出しなければならない。この期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

## 第13条 契約保証金

契約を締結する場合、落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、入札条件において契約保証金が免除された場合はこの限りでない。また、次の各号に掲げる担保等の提供により契約保証金に代えることができる。ただし(4)の場合は履行保証保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融

機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

#### 第14条 前金払い

前金払いは、入札条件として、当該契約が前金払対象である旨を明示したものについて行う。請求等詳細については鈴鹿市契約規則等を参照のこと。

#### 第15条 異議の申立

入札参加者は、入札後、この注意事項、入札関係書類及びその他の入札条件の不知又は不明を理由に異議を申し立てることができない。

#### 第16条 技術者及び現場代理人の設置（工事の場合）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）の規定に基づく技術者を設置しなければならない。

なお、同条第3項に定める同法施行令第27条（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）に規定する額以上の建設工事を施工する場合は、専任の技術者を設置しなければならない。

これらの技術者及び現場代理人を設置できない場合は、入札に参加できない。この場合において第2条の規定を準用する。

#### 第17条 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、入札に参加するにあたり、次の各号に掲げる事項を誓約することとする。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、入札参加者が不利益を被ることとなつても、一切申し立てはできない。

誓約にあたっては、入札書の提出をもって、誓約したものとする。

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。

(2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(3) 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

#### 《入札（見積）書封筒 記入例》

件 名 ○○○○○○○○○○

住 所  
社 名  
代表者名

令和 年 月 日

(封筒はのり付けして封をすること)